

# 評価対象事業の概要

2025年(令和7年)12月5日



# 1.評価対象事業の概要

## 令和7年度 事業評価対象案件

### ■審議案件

#### 【再評価案件】

	事業名	事業化年度	前回評価年度	評価理由	備考
①	当委員会審議 第二東海自動車道 横浜名古屋線（新東名高速道路） (海老名南JCT～御殿場JCT)	H10,H11,H17	R6	工	海老名南JCT～新秦野 再評価はH18,H23,H26,H29,R3,R4,R5,R6年度に実施 新秦野～御殿場JCT 再評価はH22,H25,H28,H29,R3,R4,R5,R6年度に実施

評価理由 ア：事業採択後3年間が経過した時点で未着工の事業（未着工とは用地未取得とする）

イ：事業採択後5年間が経過した時点で継続中の事業

ウ：再評価実施後5年間経過時点で継続中の事業（未着工の場合は3年間）

工：社会情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

#### 【事後評価案件】

	事業名	事業化年度	供用年度	評価理由	備考
②	当委員会審議 第二東海自動車道 横浜名古屋線（新東名高速道路） (御殿場JCT～浜松いなさJCT)	H30	R2	ア	6車線化事業 社会資本整備審議会道路分科会 第17回事業評価部会（平成30年8月2日）
③	当委員会審議 中部横断自動車道（新清水JCT～富沢、六郷～増穂）	H10	R3 <sup>※1</sup>	ア	新清水JCT～富沢 再評価はH20,H23,H26,H29 六郷～増穂 再評価はH20,H23,H26,H27

評価理由 ア：事業完了後一定期間が経過した事業（一定期間とは5年以内とする）

※1：全線供用年度

イ：審議結果を踏まえ、事後評価の実施主体の長が改めて事後評価を行う必要があると判断した事業

### ■報告案件

#### 【再評価案件】

	事業名	事業化年度	前回評価年度	評価理由	備考
④	NEXCO西日本 委員会審議 近畿自動車道名古屋神戸線（新名神高速道路） (亀山西JCT～大津JCT)	H30	R6	工	6車線化事業 再評価はR5,R6年度に実施 令和7年1月14日開催 ※西日本高速道路(株)との合同審議
⑤	関東地整 委員会審議 東京外かく環状道路（関越～東名）	H21	R2	ウ	再評価はH25,H28,R2年度に実施 令和7年10月9日、27日開催 ※関東地方整備局との合同審議

評価理由 ア：事業採択後3年間が経過した時点で未着工の事業（未着工とは用地未取得とする）

イ：事業採択後5年間が経過した時点で継続中の事業

ウ：再評価実施後5年間経過時点で継続中の事業（未着工の場合は3年間）

工：社会情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

## 2. 評価対象事業の概要位置図

## 再評価箇所

## 事後評価箇所

## 再評価箇所 (報告)

④新名神高速道路(6車線化)  
亀山西JCT～大津JCT 約41km

## ①新東名高速道路(新設) 海老名南JCT～御殿場JCT 約53km

### ③中部横断自動車道 新清水JCT～富沢、六郷～増穂

浜松いなさ

六經

增穂

1

## ②新東名高速道路(6車線化) 御殿場JCT～浜松いなさJCT 約145km

## ⑤東京外かく環状道路 関越～東名

海老名南JCT

## 凡 例

- |              |              |
|--------------|--------------|
| 高速自動車国道（営業中） | 4車線以上<br>2車線 |
| 高速自動車国道（建設中） | 4車線以上<br>2車線 |
| 一般有料道路（営業中）  | 4車線以上<br>2車線 |
| 一般有料道路（建設中）  |              |
| 高速自動車国道（新直轄） |              |